

2025年度中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
インドネシアにおける国産化率（TKDN）
新規則（工業大臣規則 2025 年第 35 号）に関するレポート

I. 本レポートの概要

インドネシアの国産化率（Tingkat Komponen Dalam Negeri。以下「TKDN」といいます。）制度は、国内の付加価値創出の増加、地域サプライチェーンの強化、技術移転の促進を目的とした、インドネシアの産業・調達政策の中核的な政策の一つです。

TKDN 要件は、政府及び国営企業（SOE）の調達において重要な役割を果たしており、特定の分野では、市場参入における主要な商業的・規制上の考慮事項として機能しています。

近年、インドネシア政府は工業省（Kementerian Perindustrian）を通じて、TKDN の効率性と予見可能性を向上させるため、一連の手続改革を導入しました。これらの改革は、国内産業発展という実質的な政策を維持しつつ、TKDN 認証を安価・容易・迅速に、また、より透明性のあるものとすることを目標に掲げています。主要な規則は「国産化率及び企業貢献比重認証の規定及び手続に関する工業大臣規則 2025 年第 35 号」（以下「規則 35/2025」といいます。）です。

本レポートでは、インドネシアの TKDN 制度を概説し、上記の新規則で導入された主な変更点、特に認証期間（22 営業日から 10 営業日への短縮等）について説明します。また、直接材料、労務費、工場間接費、研究開発費（R&D）、企業貢献比重（Bobot Manfaat Perusahaan。以下「BMP」といいます。）の取扱いを含む TKDN 算出方法の概要を示し、外国企業から頻繁に提起される具体的な実務上の疑問点にも言及します。

最後に、TKDN 要件を実務で管理する最も持続可能なアプローチとして、早期の計画立案、文書化、段階的な現地化戦略の重要性について説明します。

II. 本レポートの前提

本レポートは、現行の規制及び筆者らが把握している現地慣行に基づく、一般的な政策・規制の概要として作成されたものです。特定の取引、業種、調達プロセスに対する法的助言を構成するものではなく、関連する製品、業界、調達枠組みの性質に応じて、業種固有の要件や解釈が適用される場合があります。

III. TKDN 政策の背景

インドネシアの TKDN 政策は、政府の広範な産業開発及び輸入代替戦略の一環として導入されました。TKDN の中核的な目標は、インドネシア市場に供給される商品・サービス（特に政府資金による戦略的・重要なプロジェクト）において、現地の材料、労働力、サービス、技術の利用を促進することで、国内における付加価値の創出を増加させることにあります。

現在、TKDN は、法令の基準だけでなく、商業的な側面からも重要な判断要素となっています。例えば、政府機関、国営企業（SOE）及びその子会社を含む調達プロセスにおいて、高い TKDN 値を有することは、競争力を維持するためにも必要となります。その結果、TKDN は、特定の状況では法的要件となり、また別の状況では事実上の市場参入条件となっています。規制で明示的に義務付けられていない場合でも、プロジェクトオーナーや国営企業は、調達方針の一環として TKDN 関連の基準を課すことがあります。したがって、TKDN を理解することは、規制順守の観点だけでなく、よ商業的・戦略的観点からも不可欠と考えられます。

IV. 新たな規制枠組み

1. 概要

TKDN 制度は主に工業省によって管理されており、同省は TKDN の算定方法、認証手続、検証基準に関する規則を制定する責任を負っています。工業省の役割は、業界やプロジェクトの種類に応じて、他省庁や機関の業種別規制や調達規則によって補完されています。

新たな TKDN の枠組みにおける主要規則である規則 35/2025 は、2025 年 9 月 11 日に公布され、2025 年 12 月 11 日より施行されています。同規則は、工業大臣規則 2011 年第 16 号、工業大臣規則 2014 年第 2 号、工業大臣規則 2014 年第 3 号及び工業大臣規則 2022 年第 46 号を破棄し、これらの 4 つの規則で規定されていた要素を統合・改定しています。とりわけ以下の事項を規定しています。

- 物品、サービス及び物品とサービスの複合体に対する TKDN の算出方法
- 独立検証機関（Lembaga Verifikasi Independen。以下「LVI」といいます。）による検証手続
- 工業省の電子システム（Sistem Informasi Industri Nasional。以下「SIINas」といいます。）を通じた TKDN 証明書の発行
- 不遵守または虚偽表示に対する行政上の制裁

なお、規則 35/2025 は TKDN の構造を根本的に変更するものではなく、中核となる TKDN の枠組み及び政策は維持されています。むしろ、当該規則は、手続の明確化、行政手順の標準化、認証手続の効率性と透明性の向上に焦点を当てています。したがって、近時の TKDN 改革は、大幅な規制緩和や国内調達要件の緩和ではなく、運用面及び手続面の改善として整理することが適切と思われま

また、手続面の改善と並行して、政府はガバナンス及び執行を強化しています。一連の改正に伴う公式声明では、TKDN 申請書類の審査強化やいわゆる「TKDN ウォッシング」といった慣行への対処の取組みが明記されています。規則 35/2025 では、違反が確認された場合に TKDN 証明書の停止または取消しを含む行政措置を規定しています。これは、認証手続が効率化される一方で、TKDN 準拠の正確性と実質に関する要請がより厳格になったことを示しています。

以下が「より安価、容易、迅速及び透明に」をモットーに掲げた工業省による改正に関する発表概要です。

- (a) 認証処理の迅速化（公表された短縮期間：大企業向け 22 営業日から 10 営業日、中小企業向け 5 営業日から 3 営業日。）
- (b) 利便性（手続の簡素化、SIINas によるシステム化の推進を含む。）
- (c) ガバナンスの強化（「TKDN ウォッシング」に対する明確な検証要件と制裁措置を含む。）¹。なお、工業省の発表では、TKDN ウォッシング、虚偽書類の提出、証明書の偽造などの行為に対する執行を明示的に呼びかけています²。

2. 認証スケジュール

工業省が導入した改正の特徴的な点の 1 つは、認証の所要期間に関する変更です。工業省の公式発表によれば、(i) 大企業向けの TKDN 認証は 22 営業日から 10 営業日に短縮され、(ii) 中小企業向けの認証は 5 営業日から 3 営業日に短縮されました。

しかしながら、規則 35/2025 には「10 営業日」を義務的な期限として明示する規定は含まれていません。「10 営業日」という期間は、提出書類が完全かつ正確であること、

¹ <https://imc.kemenperin.go.id/berita/menperin-luncurkan-reformasi-kebijakan-tkdn%3A-lebih-murah-mudah-cepat-dan-transparan>

² <https://kpaii.kemenperin.go.id/id/news/menperin-reformasi-kebijakan-tkdn-kini-lebih-murah-mudah-cepat-dan-transparan>

及び修正・訂正の手続が発生しないことを前提に、複数の手続期間を合算した結果と見受けられます。

規則 35/2025 に基づく認証手順は以下のとおりです。

- (a) 企業が SIINas を通じて TKDN/BMP の計算を提出した後、LVI による提出資料の完全性の確認は、2 営業日以内に行われます³。
- (b) LVI による実質的な検証は、提出資料の完全性が確認されてから 5 営業日以内に行われます⁴。
- (c) LVI は認証結果の報告書を SIINas を通じて工業省担当官に通知し、担当官による検証・確認を申請します⁵。担当官による申請データの完全性の検証・確認は、1 営業日以内に行われます⁶。
- (d) 担当官による実質的な検証は、申請データの完全性が確認されてから 1 営業日以内に行われます。

これらの手順を総合すると処理期間は概ね 9 営業日となり、政府が公表している「10 営業日」の期間と整合します。

もっとも、TKDN 認証の申請企業は、「10 営業日」は、最良のケースにおけるベンチマークであると理解すべきです。規則 35/2025 では、データや資料等に不備があった場合の不備修正期間及び再検証の期間も定められており、修正等が必要な場合は、実際の処理期間は 10 営業日を超えることが十分に予想されます。特に TKDN 認証が入札参加やプロジェクトのマイルストーンの前提条件となる場合、調達スケジュールやプロジェクト計画に十分な余裕を持つことが推奨されます。

3. TKDN 認証手続

規則 35/2025 の枠組みにおける TKDN 認証手続は、SIINas を通じて調整され、LVI の関与のもとで実施される一連の手続です。

- a. まず、手続は事前認証準備から始まります。この段階では、企業が必要な技術的・財務的書類及び補足資料を整備します。これには通常、製品仕様書、部品表、調達情報、コスト内訳、ならびに労務費、間接費、研究開発費、または企業利益要素に関する主張を裏付ける証拠書類が含まれます。一貫性と完全性を確保する

³ 規則 35/2025 第 29 条第 2 項

⁴ 規則 35/2025 第 31 条第 1 項

⁵ 規則 35/2025 第 37 条

⁶ 規則 35/2025 第 38 条第 1 項

ため、技術部門、調達部門、財務部門、法務部門間の早期の内部調整が本段階で重要となります。

- b. 申請書類が **SIINas** を通じて提出されると、指定を受けた **LVI** が、書類の形式的要件を満たしているかを確認します。不備が認められた場合、申請者は手続を進める前に説明や修正を求められることになります。
- c. 書類の形式的要件審査を通過後、**LVI** は **TKDN** 算出値及び証拠の実質的検証を行います。製品や状況に応じて、書類審査、現地調査、またはその両方の組合せによる検証が実施されます。この検証では、**LVI** 担当者が、申告された **TKDN** が規制上の定義、算出ルール及び証拠と整合しているかを評価します。説明の要求や追加書類の提出要請が発生し、全体の処理期間が長くなる可能性があります。
- d. **LVI** による検証が完了し **TKDN** 値が確定した後、申請は工業省による承認・証明書等発行手続に進みます。全ての要件が満たされると、**SIINas** を通じて **TKDN** 証明書が電子的に発行されます。証明書には通常有効期限が定められており、**TKDN** 値及び **BMP** 値は5年間有効とされています。製品・製造工程・コスト構造に重大な変更が生じた場合は更新または再発行が必要となる場合があります。

4. TKDN 算出

【物品】

物品については、規則 35/2025 により直接材料につき 75%、直接労働につき 10%及び工場間接費につき 15%の **TKDN** 比重が新たに定められています⁷。例えば、直接材料につき国産化率 40%、直接労働につき国産化率 60%、工場間接費につき国産化率 100%であると計算された場合は、**TKDN** 値は 51%⁸となり、調達などの場合で多く基準とされている **TKDN** 値 40%を超えることになります。

詳細は以下のとおりです。

構成部品	比重	備考
直接材料	75%	TKDN 値の計算 規則 35/2025 は、主要構成要素 (komponen utama) を通じて計算方法を定義しています。具体的には、各主要構成要素の全要素の総コストに対するコスト比率を累積計算し、

⁷ 規則 35/2025 第4条

⁸ $(40\% \times 75\%) + (60\% \times 10\%) + (100\% \times 15\%) = 51\%$

構成部品	比重	備考
		<p>さらに各主要構成要素の TKDN 値を乗じて算出されます⁹。</p> <ul style="list-style-type: none"> - TKDN 認証済み主要構成要素については、各認証書に記載された TKDN 値に基づき、適用される TKDN 値は 25%から 100%の範囲で変動します。 - TKDN 認証を取得していない主要構成要素については、当該構成要素が完全に国内で生産されているか否か及び国内調達された原材料から製造されているか否かに基づき評価されます。両条件を満たす場合、当該構成要素の比重分の TKDN 値は 100%となります。他方で、原材料が輸入品であっても部品が国内で生産されている場合は、当該構成要素の比重分の TKDN 値は 25%となります。部品がインドネシア国外で生産されている場合、当該構成要素の比重分の TKDN 値は 0%となります。 <p>包装及び箱の取扱い</p> <p>実務的な観点から以下のとおり解されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一次包装（例えば、商品として販売される製品の一部を構成する包装）は、以下の条件を満たす場合に直接材料として認識される可能性があります。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 製品の部品構成表（BOM）に含まれていること、及び (ii) 製品の仕様または機能に不可欠であること。 - 二次包装または輸送用包装（例として、輸送用カートン、パレット）は、一般的に直接材料とは扱われず、間接費または

⁹ 規則 35/2025 第 5 条

構成部品	比重	備考
		<p>物流コストに分類される可能性が高いです。</p> <p>但し、上記の見解が受け入れられるか否かは、製品カテゴリー、書類の一貫性及び LVI の解釈によるところとなります。</p>
直接労務費	10%	<p>直接労務費には以下のような費用が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 製造作業員の賃金及び福利厚生 - 製造または組立活動に直接関与する労務費 <p>製品がインドネシア国内の生産者自身の施設で製造され、かつ生産労働力の 50%以上がインドネシア国籍者である場合、生産者は TKDN 全体の計算において直接労務費を 100%算入する（すなわち比重分の 10%を全て算入する）ことが可能です¹⁰。</p> <p>他方で、インドネシア国籍者が生産労働力の 50%未満である場合は、直接労務費は算入することが出来ません（すなわち比重分の 10%は 0%で計算する）¹¹。</p>
工場間接費 (ファクトリーオーバーヘッド)	15%	<p>工場間接費には以下のような費用が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 光熱費 - 生産機械の減価償却費 - 工場賃料 - 間接的な生産関連費用 <p>製品がインドネシア国内の生産者自身の施設で独立して製造され、かつ生産者がインドネ</p>

¹⁰ 規則 35/2025 第 6 条 a

¹¹ 規則 35/2025 第 6 条 d

構成部品	比重	備考
		<p>シアにおいて投資を行っている場合は、生産者は TKDN 全体の計算において工場間接費を100%算入する（すなわち比重分の 15%を全て算入する）ことが可能です¹²。</p> <p>他方で、インドネシアで投資を行っていない場合は、工場間接費を算入することはできません（すなわち比重分の 15%は 0%で計算する）¹³。</p>

¹² 規則 35/2025 第 7 条 a

¹³ 規則 35/2025 第 7 条 d

【産業サービス】

規則 35/2025 別紙 III に基づき、TKDN 算定の対象となる産業サービスは以下のとおりです。

	産業分類	KBLI
1.	産業計画・建設サービス	71102, 74909
2.	産業設備据付・コミッションサービス	33200, 71206
3.	産業研究・エンジニアリング・設計サービス	72102, 72104, 72109, 74111-74119
4.	産業プロセッシングサービス	25920
5.	保守・修理サービス	33111, 33112, 33119, 33121, 33122, 33131-33133, 33141, 33142, 33149, 33151, 33152, 33153, 33159, 33190, 45201, 45407, 95110, 95120, 95210, 95220, 95230, 95240, 95299
6.	産業経営コンサルティングサービス	70204
7.	認証、試験、検査、校正サービス	71201, 71205, 71209
8.	包装サービス	82920
9.	インダストリー4.0支援サービス	58200, 62013, 62019, 62021, 62029, 62090, 63111, 63112, 63121, 63122
10.	環境・持続可能性サービス	35301, 38302
11.	出版、印刷、クリエイティブコンテンツサービス	18120, 18201, 18202, 58120, 58130, 58190, 59112, 59122, 61929, 62011, 62012
12.	性能・効率性支援サービス	77391

規則 35/2025 では、産業サービスにおける TKDN 計算方法についても、より明確かつ技術的な手法が導入されています。具体的には、外国サービス要素を差引いた国内産

業サービスの総コストを、産業サービス全体の総コストと比較します¹⁴。規則 35/2025 における「産業サービスコスト」は、(i) 労務費、(ii) 工具または作業設備の費用、(iii) 一般サービス費用によって構成されます¹⁵。産業サービスにおける TKDN 値は、当該サービス提供に関わる活動ごとに算出する必要があります。

【物品及び産業サービスの複合】

規則 35/2025 は、物品とサービスの複合 TKDN の計算に関するより明確な指針を導入しています。新たな枠組みでは、複合 TKDN は、物品とサービスの各 TKDN 値を、物品とサービスの各総合価値と比較することで決定されます¹⁶。

【知的創造及び BMP】

規則 35/2025 により導入された枠組みにおいて、特定の非物質的付加価値活動、特に知的創造 (brainware) 及び企業貢献 (BMP) も、厳格な上限及び検証要件を条件として、TKDN 値に算入することが可能です。

これらの要素は、国内における知識創造と技術能力を評価すること及び工場現場を超えて企業がもたらす広範な経済的貢献を捉えることを目的としています。なお、知的創造及び BMP はいずれも、生産活動の現地化に代わるものではなく、補完的な貢献要素として扱われます。

- － 知的創造は、その活動が実際にインドネシア国内で実施され、かつ認証対象製品に直接関連している場合に限り、TKDN 値総額の最大 20%まで算入することができます¹⁷。対象となる研究開発活動には、製品設計、エンジニアリング作業、試験、試作、プロセス最適化などが含まれます。具体的な知的創造による価値の計算は、以下の要素を考慮して行われます。
 - a. 過去 5 年間ににおける研究開発投資 (比重 30%)
 - b. 研究開発に従事する部門または課の存在 (比重 20%)
 - c. 研究開発プログラムの実施状況 (比重 20%)
 - d. 製品の生産における研究開発成果の活用 (比重 30%)
- － 海外またはグローバルな研究開発活動は対象外となります。実際には、研究開発の申請は検証機関による厳格な審査の対象となり、企業は現地の研究開発担当者、活動内

¹⁴ 規則 35/2025 第 14 条第 1 項

¹⁵ 規則 35/2025 第 14 条第 3 項

¹⁶ 規則 35/2025 第 18 条第 1 項

¹⁷ 規則 35/2025 第 10 条

容、成果、及び費用配分に関する明確な文書による証拠を提出することが求められると理解しています。

- 一方、BMPは、インドネシアに対する企業のより広範な経済的貢献度を評価するものであり、TKDN 値総額の最大 15%まで追加することができます¹⁸。割合は以前と同様ですが、規則 35/2025 では、BMP 計算のための評価項目を 15 項目（TKDN 値は 1%～4%の範囲）として、従来の規制における 4 項目と比較して大幅な増加となりました。この変更は、政府が広範な産業貢献を認める姿勢を示していると考えられます。
- BMP は、通常、現地の中小企業やサービスプロバイダーとの契約、労働力の研修や技能開発、技術移転の取り組み、その他の現地ビジネス開発プログラムなどの活動を反映しています。但し、TKDN の枠組みでは二重計上が厳格に禁止されており、同一の費用や活動を研究開発費、BMP、その他の TKDN 構成要素の下で同時に計上することはできません。

5. TKDN 算出シナリオに関する補足説明

頻出の質問として、物品に関して、国内直接材料を使用せず、代わりに直接労務費（10%）、工場間接費（15%）及び知的創造（20%）に依拠して、TKDN 閾値（例えば 40%）を達成できるか否かという点があります。

各項目において加重上限値を得ることが出来れば、数字としては可能なように思われますが、しかしながら、以下の点にご注意下さい。

- a. 物品の TKDN 値を算出するためには、当該物品が、インドネシアにおける KBLI・事業許認可に記載された国内産業活動による生産の結果である必要があります。物品の TKDN 値は、以下の場合には算入できないと規定されています¹⁹。
 - (ア) 原材料及び／または部品が全て輸入品である商品
 - (イ) 包装及び／または梱包作業のみによって生産された商品
 - (ウ) 塗装、着色、切断、スライス、薄切りのみによって生産され、関税分類番号／調和システムコード（HS コード）の変更を伴わない商品
 - (エ) 部品の分解によって生じた商品
 - (オ) 生産工程を経ない自然物から生産された商品

したがって、例えば、原材料や部品が全て輸入品であるような場合は、直接労務費（10%）、工場間接費（15%）及び知的創造（20%）が計算される場合であっても、TKDN 値の算出はできないことになります。

¹⁸ 規則 35/2025 第 22 条

¹⁹ 規則 35/2025 第 9 条

- b. また、実務上、いびつな TKDN の構成は検証過程において厳格な審査を受ける可能性が高いと考えられます。TKDN は単なる数値計算ではなく、国内サプライチェーンと製造エコシステムを強化することを目的とした産業政策として設計されています。TKDN 提出書類に国内直接材料がほとんど、あるいは全く含まれていない場合、検証機関や規制当局は、その構成が TKDN の実質的な政策目標に沿っているか否かを疑問視する可能性があります。

V. 推奨されるアプローチ

1. TKDN の計画は早期に

TKDN は事業の初期段階から検討し、製品設計、材料選定、生産拠点の決定、サプライヤー選定の際に TKDN を考慮することが望ましいです。製品設計が確定した後や入札直前に TKDN 対策を行う場合、不適合リスクが大幅に高まり、TKDN 構造は脆弱となる可能性があります。

2. 書類の品質

TKDN 認証の成否は、理論上の適格性よりも書類の品質に大きく依存することが多いです。たとえ企業が真に TKDN 要件を満たしていても、コスト内訳が不完全な場合、数値が会計記録と一致しない場合、主張する TKDN 構成要素を書類で明確に裏付けられない場合などは、TKDN 認証が遅延、減額、または却下される可能性があります。したがって、技術部門、調達部門、財務部門、法務部門間の緊密な連携により、提出書類の確保、一貫性の維持と監査対応の確実性を確保する必要があります。

3. 段階的な現地化が最も持続可能な戦略

最後に、企業はいびつな TKDN の構造化（例えば、具体的な生産や資材の現地化を伴わない研究開発費や間接費への依存度が高い TKDN 算定を目指す方法など）は避けることが一般的には推奨されます。最近の規制改革に伴い「TKDN ウォッシング」に対する当局の執行意欲は強まっており、人為的または数値のみに依存した申請は、検証や調達評価において問題視される可能性が高まっています。

TKDN に関する最も持続可能なアプローチは、依然として段階的な現地化戦略であるといえます。日本企業を含む多くの外国企業は、まず現地での組立と労働力の活用に注力し、その後、現地における技術・産業が発展するにつれて、輸入部品を国内サプライヤーの製品に徐々に代替しています。現地でのエンジニアリングや研究開発機能の確立、インドネシアのサプライヤーとのより深い連携によって、この取組みが補完されることが期待されます。

以上

プラットフォームコーディネーター・ミニレポート
2025年度中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業インドネシアにおける国産化率（TKDN）
新規則（工業大臣規則 2025 年第 35 号）に関するレポート（2026 年 2 月）

-
- 作成：ジェトロ・ジャカルタ事務所
 - 執筆：プラットフォーム・コーディネーター
齋藤 英輔（TMI 総合法律事務所）

【報告書の利用についての注意・免責事項】本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ジャカルタ事務所が TMI 総合法律事務所・齋藤 英輔氏に作成委託し、2026 年 1 月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本調査レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、読者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。